

資料 4

LPガス設備設置基準及び取扱要領（KHKS0738）の改正について（案）

平成19年6月
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 主旨等

LPガス設備設置基準及び取扱要領 KHKS 0738 は、LPガスを消費するため一般家庭等に設置するLPガス供給設備及び消費設備の設計、施工、維持管理等の基準及び具体的な作業要領等を定めている。

平成18年12月12日に公布、平成19年4月1日より施行された液化石油ガス法施行規則の改正を踏まえ作成したLPガス設備設置基準及び取扱要領改正原案をLPガス設備設置基準等分科会（主査 渡辺嘉二郎 法政大学教授）委員に諮り意見集約した結果、当該原案を液化石油ガス規格委員会に上申することとした。

2. 検討方針

液化石油ガス規格委員会（委員長 坪井孝夫 横浜国立大学教授）において次の事項について検討する。

①消費設備の調査の方法について

液化石油ガス法施行規則第44条第1号ムに消費設備の技術上の基準として「強制排気式の燃焼器であって告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されていること。」が追加された。

また、消費設備の調査の方法が定められている同規則第37条に供給開始時及び4年に1回以上の頻度で調査項目として規則第44条第1号ムで追加された基準が追加されたことに伴い、青本改正原案を検討する。

②販売事業者または保安機関が帳簿に記載すべき事項について

液化石油ガス法施行規則第131条の改正により保安機関が帳簿に記載すべき事項として「調査に係る燃焼器の製造者・型式・製造年月」、「調査の承諾が得られなかった場合の記載すべき事項」が追加されたことに伴い、青本改正原案を検討する。

3. スケジュール

①LPガス設備設置基準等分科会委員への諮問 平成19年6月8日～15日

②液化石油ガス規格委員会 平成19年6月20日

③書面投票 (期間：15日間)

④液化石油ガス規格委員会で承認後パブリックコメントを実施 (期間：1ヶ月間)